

保 護 者 様

地震発生時の市内小中学校の対応について

鎌ケ谷市教育委員会

日頃より鎌ケ谷市の教育につきまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、東日本大震災から 15 年、また能登半島地震から 2 年が経ち、今年度においても熊本地震が発生しました。内閣府によるとたとえ地震の確率が低くとも「地震は身近な危険」としてとらえる姿勢が大切であるとあり、児童生徒の安全確保の重要性は、ますます高くなっております。これまでも本市では、児童生徒の安全確保に努めてまいりましたが、今後も安全確保を図るために、地震発生時の対応につきましては、下記の要領でおこなってまいります。保護者の皆様におかれましても、一層のご協力を宜しくお願いいたします。

記

1 地震発生時の基本対応

地震発生 → 状況判断（学校職員）→ 第一次避難（大きな揺れがおさまるまで）
→ 第二次避難（大きな揺れがおさまった後）

2 具体的な対応

(1) 就業時間の場合

①就業時間中に **震度 4** の地震が発生した場合

・授業等は、原則平常通り。校舎内、校庭の安全点検を行います。

放課後の活動を中止する場合があります。

②就業時間内に **震度 5 弱以上** の地震が発生した場合

小学校の対応	中学校の対応
【震度 5 弱 5 強】の場合 ・学校待機とします。（大原則） ・教員が学区の被災状況を確認し、学区・地域が安全であることを確認します。 ・安全確認後、児童を保護者へ直接、引き渡します。 ・保護者が不在の場合は、学校と待機します。（保護者と連絡をとる） ・放課後児童クラブ等の児童につきましては、放課後児童クラブ支援員と連携・協力し対応します。 ・児童の様子や状況等は、通信が可能な場合には、学校HP等でお知らせいたします。 ※緊急連絡カードに記載してある友人の保護者が預かっていただける場合は、友人宅で待機させます。 ※下校時、防災頭巾などを着用させます。	【震度 5 弱 5 強】の場合 ・教員が学区の被災状況を確認し、学区・地域が安全であることを確認します。 ・安全確認後、市教委と中学校区ごとに協議をした後に生徒は、集団下校を行います。（教員が主な通学路で安全指導を行います） ・保護者が不在等で不安な生徒は、学校に待機します。 ・生徒の様子や状況等は、通信が可能な場合には、学校HPでお知らせいたします。

【震度 6 以上】の場合

- ・学校待機とします。（大原則）
- ・教員が、学区の被災状況を確認します。
- ・学校が避難場所となる可能性があります。
- ・児童の様子や状況等は、通信が可能な場合には、学校HP等でお知らせいたします。

【震度 6 以上】の場合

- ・学校待機とします。（大原則）
- ・教員が、学区の被災状況を確認します。
- ・学校が避難場所となる可能性があります。
- ※生徒の様子や状況等は、通信が可能な場合には、学校HP等でお知らせいたします。

※児童生徒を帰宅させるときには、防災行政無線を配信が可能な場合、流します。学校によっては、帰宅させる時間に多少の差があります。

※ふれあい談話室の児童生徒は、談話室職員が上記同様に対応します。

※通信の状況によりますが、できる限り「学校HP、緊急メール」などで、児童生徒の状況をお伝えする予定です。できない場合もありますことをご了解ください。

（2）登下校中の場合

【登下校中に **震度 5 弱以上** の地震が発生した場合】

◎学校にいる児童生徒はそのまま待機します。（1）②と同様の対応を行います。

◎帰宅・登校途中の児童生徒は、学校へ登校あるいは自宅へ戻ります。

※自宅近くにいた場合に帰宅するか登校するかの判断は、保護者と児童生徒が事前に話し合いをし、決めておいてください。

※地震の大きさは、登下校中の児童生徒にはわかりません。地震発生時は本人の判断となります。児童生徒には、「恐怖を覚え、物につかまりたいと思うような地震」というような表現で伝えます。

※保護者が不在で不安な場合は、学校へ戻って来るようにさせて下さい。

（3）就業時間外の場合

【就業時間外で **震度 5 弱以上** の地震が発生した場合】

ア 下校後から登校前までに発生した場合

- （1）児童生徒は指示があるまで自宅待機とします。
- （2）教育委員会が全小中学校と協議し、登校させてよいか休校にするかを決定します。

その際、防災行政無線配信が可能な場合、登校あるいは休校をお伝えします。

※ただし、実際の登校については安全を最優先していただくよう、保護者の皆様のご判断にお任せします。

- （3）「学校HP、緊急メール」などでもお伝えできる場合は、活用します。

イ 休日・休業中に発生した場合

- （1）各学校は被害状況を確認し、教育委員会と連絡をとります。
- （2）地震発生翌日に登校させてよいか、休校とするかは、教育委員会と協議し決定いたします。その際、防災行政放送配信が可能な場合、保護者の皆様にお伝えします。
- （3）「学校HP、緊急メール」などでもお伝えできる場合は活用します。

（4）その他

- ・学校から発出されている「災害発生時における学校の安全体制と対応について」も、あわせてご覧ください。